



住民税務課 住民生活課からののお知らせ

本庁 住民チーム
支所 民生チーム

TEL 0994-22-3039
TEL 0994-25-2511




- **バイク・トラクター・軽自動車等の廃車や変更届は3月末までに!!**
～軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（又は使用者）に課税されます～

車両の種類	手続きの場所等
原動機付自転車（125cc以下のバイク） 小型特殊自動車（トラクターやフォークリフト等） ミニカー	錦江町役場（本庁住民税務課・支所住民生活課） 登録 廃車 名義変更 車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑 ナンバープレートと所有者の印鑑 新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの
軽自動車（四輪） 軽自動車（二輪）（125cc超え250cc以下） 小型二輪（250cc超え）	鹿児島県軽自動車協会（住所）鹿児島市谷山港2-4-42 （電話）099-261-4011（代表）





● 農耕用小型特殊自動車について

乗用装置のある農耕用小型特殊自動車は、公道を走行するしないにかかわらず所有していれば「**軽自動車税**」がかかります。現在、該当する車両を所有されていて手続きがお済みでない方は、軽自動車税の登録をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

■ 農耕用特殊自動車とは…

乗用の農耕作業自動車（トラクタ、薬剤散布車、コンバイン、田植機） 大きさ（制限なし） 総排気量（制限なし） ※型式認定番号が「農*****」のもの		   <p>トラクター コンバイン 乗用田植機</p>
最高速度 35km/h未滿	最高速度 35km/h以上	
小型特殊自動車	大型特殊自動車	
軽自動車税の対象	事業用の場合…固定資産税の対象（償却資産）	

■ その他の特殊自動車とは…

バックホー、ショベルローダ、タイヤローラ、 フォークリフト、ホイールキャリアなど ※国土交通大臣の指定するキャタピラを有する自動車		    <p>バックホー ショベルローダ フォークリフト ホイールキャリア</p>
長さ：4.7m以下	どれか一つでも左記に 該当しないもの。	
幅：1.7m以下		
高さ：2.8m以下 最高時速 15km以下		
小型特殊自動車	大型特殊自動車	
軽自動車税の対象	事業用の場合…固定資産税の対象（償却資産）	

【登録に必要なもの】 ● 印鑑 ● 販売証明（車名・車体番号・型式認定番号がわかるもの）



総務課からののお知らせ

本庁 総務チーム TEL 0994-22-0511

- **必ずチェック 最低賃金！ 鹿児島県最低賃金が時間額 678 円に!!**

【鹿児島県最低賃金が平成26年10月19日より時間額678円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額 時 間 額	効力発生日
	678円	平成26年10月19日

使用者も
労働者も

★鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。

ただし、別に定める特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

【最低賃金に関するお問い合わせ先】

鹿児島労働局（099-223-8278）・各労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

●最低賃金テレホンサービス TEL 099-223-8881